平成３０年（フ）第１２２号
函館市桔梗町403番地314
債務者　渡部　隆久
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２５号
北海道北斗市東前26番地の33
債務者　早坂　美穂（旧姓鳥潟）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２７号
函館市昭和１丁目３番49号　上村荘　12号室
債務者　中村　勝吉
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２８号
函館市千代台町８番２号
債務者　村田　梨香
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１３０号
函館市田家町14番12―405号
債務者　佐藤　三香
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１３２号
函館市昭和１丁目14番20号
債務者　渡部　由香（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７１号
埼玉県川口市西青木４丁目７番16号　プリムヴェール306号
債務者　佐久間保弘
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３３８号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端４丁目３番32号
エステートピアスズキ106号
債務者　上村美惠子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５２号
埼玉県鴻巣市原馬室3772番地２
債務者　浅地　收子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１３号
埼玉県川口市大字東本郷1163番地　鈴貞マンション105号
債務者　田邉　庸子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２０号
埼玉県川口市東領家１丁目21番３号　チャンプ川口103号、旧住所埼玉県川口市領家２丁目11番３　107号　川口領家ローヤルコーポ
債務者　西塚　好正
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
埼玉県草加市弁天１丁目４番27号　リジェールＣ―103号
債務者　関　　仁美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
埼玉県深谷市人見1665番地３　ひとみ園
債務者　相澤　昌江
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８号
千葉県香取市吉原495番地１
債務者　髙橋　久勝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第８２号
川崎市幸区中幸町２丁目36番地４　サンパレス中幸　205
債務者　岩本　丈和
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
川崎市幸区小倉５丁目16番３―510号　市営住宅
債務者　伊田　尚子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６７号
川崎市麻生区岡上341番地15　ツインハイツ鶴川　Ｂ―203
債務者　淨法寺航平
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８２号
川崎市川崎区小田２丁目９番33号　ユナイト小田ペニーレイン　110
債務者　水村　　満
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係